

大正四年六月三十一日第三種郵便物認可 (毎月一回一日發行)

東京帝國大學經濟學會 經濟論叢

第四號 第三十四卷

昭和十一年十一月一日發行

論叢

社會費と娛樂税……………法學博士 神戸正雄

新國民主義の立場……………經濟學博士 石川興二

農村負債整理問題……………經濟學博士 八木芳之助

時論

低金利と資金の動向……………經濟學博士 小島昌太郎

日印協定の改訂問題……………經濟學博士 谷口吉彦

研究

マシーナル地代論に關する一考察……………經濟學士 山岡亮一

獨占について……………經濟學士 青山秀夫

ヒルデブランドに於ける國民經濟學の課題……………經濟學士 白杉庄一郎

說苑

廣島縣の産業の特色と將來の産業政策……………經濟學士 安田元七

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

農村負債整理問題

八木芳之助

今日と雖も農家の生活程度は都會住民のそれに比して一般的に低く、その家計は洵にさゝやかなるに拘らず、なほ農家の生計には不足を生じ、負債が累積して其の返済と利子負擔とに苦しみつゝある有様である。斯かる過度の負債に苦しみつゝある農民を其の儘に放任せんか、彼等農民をして自力更生の意氣を癡痺せしめ、次第に自暴自棄に陥らしめ、ために純朴なる農村民の氣風を荒廢せしめることとなる。即ち如何に努力するとも一生涯返済しきれないやうな過度負債を擔ひ、日夜その利子拂ひにのみ齟齬せざるを得ない農民にありては、農業經營上竝に一家經濟上に於ける向上心を稀薄ならしめることとなり、ひいては農業生産力の停滯と農民生活の廢頽とを促し、農村一般の經濟的竝に精神的向上を甚だしく阻害することとなる。特に農民の過度負債が公共的なる金融機關によるものよりも、高利貸や其の他の個人的なる高利負債によるもの多きに鑑み、一層農民の過度負債の弊害が痛感される次第である。また農民の過度負債は中小の自作農民をして其の所有農地を喪失せしめる重大原因をなすもので、ために農村の健實なる中堅階級たる自作

農を萎縮減少せしめ、彼等をして純無産階級たる小作人若しくは賃傭労働者たらしむるもので、この自作農民の没落は農村自體のためにも、また一般國民經濟のためにも大なる社會的弊害を齎す甚だ好ましからざる現象である。

されば今日の如き過重の負債に呻吟し、その利子拂ひに追はれてゐる農家に對し、その過度負債を整理することによつて、農家の氣分を明朗化し、彼等をして勤勉努力するの仕甲斐あらしめ、農家經濟、ひいて農村經濟の更生と建直しとを斷行するを得せしめることは、極めて緊急を要する事項でなければならぬ。今これを世界各國の實例に就いて見るも、一九二九年來の農業恐慌によつて深刻化された農家負債問題に對しては、何れも立法を通じて、之が整理を圖らしめつゝあるもので、農家負債整理事業は今や各國の農業政策の重要な一部門を構成してゐる。即ち農家負債整理は歐洲に於ては獨逸、丁抹、瑞典、諾威、波蘭、匈牙利、ルーマニア、ブルガリア等に於て行はれ、その他にありては北米合衆國、加奈陀、印度等に於て行はれてゐる。素より農家負債整理事業は各國の特殊事情に應じ種々異なる方法によつて行はれてゐるが、一般的に見て負債利率の引下と短期負債の長期年賦負債への變更とを以てせるものが多いやうであるが、併し斯かる負債條件の緩和に關しては、全然當事者たる債權者及び債務者の互讓協調に委ねるものあり、また國家が第三者として一定の負債條件緩和の基準を提示するものあり、更に國家が或る限度の負債元本及び累積利子の切捨を規定するもの等がある。また獨逸の如く農家負債整理を農地問題

1) G. Kokotkiewicz, *Vergangenheit, Gegenwart und Zukunft des Agrarkredits*, Berlin 1934, 18ff.

2) H. C. M. Case, *Farm Debt Adjustments* (*Journal of Farm Economics*, May, 1935) p. 290.

3) *Year-Book of Agricultural Co-operation*, 1935, p. 135.

4) P. J. Thomas, *The Problem of Rural Indebtedness* (*Indian Journal of Eco-*

の解決と聯關せしめてゐるものもあつて、その方法は各國に於て多少異なつてゐる。

我國に於ては昭和四・五年以來全面的に襲來せる農業恐慌の對策として、昭和七年秋農村經濟更生運動が全國的に創められ、同時に農村疲弊の根本的素因を芟除し、農村を眞の繁榮に導くべき地盤を與ふることを其の目標とせるものであるが、これによつて農村の經濟更生を企圖する爲、その住民の經濟を甚だしく壓迫してゐる過度負債を整理すべしと云ふ輿論が喧しく唱へられるに至つた。茲に於て政府も農村負債整理の必要を認め、昭和七年七月の臨時議會に農村負債整理組合法案を提出したが、資金の供給機關及び其の融通方法について、貴族院と衆議院との間に意見を異にし、兩院協議會迄も開いたが、通過するに至らなかつた。然るに其の後農村經濟更生運動の進展に伴ひ、愈々農村負債整理につき何等かの方策を樹立せざるを得ない情勢に迫られ、また政府としても之が整理をなすことが、農村の經濟更生、ひいて國民經濟の振興を促進せしむる所以であるとして、更に前回の法案に對し資金供給關係につき多少の改正を加へ、翌昭和八年の第六十四議會に再び之を提出し、兩院を通過して、農村負債整理組合法として同年八月一日より實施されることゝなつた。

この小論に於ては、右の農村負債整理組合法に據りて行はれつゝある我國の農村負債整理事業が如何なる本質を備ふるものであるか、此の事業が如何なる程度にまで進展しつゝあるか、またそれは果して豫期通りの成果を收めつゝあるか否かを瞭にし、若しこの事業が豫期通りの進展を

示してゐないとするならば、本法は何處に其の缺陷を藏してゐるのであるかを検討し、更に農村負債整理事業を一層大規模に行ふ必要がありとするならば、本事業に對し如何なる施設を加ふべきものであるか等の諸點につき、目下諸外國に於て行はれつゝある農村負債整理事業を參酌しつゝ、少しく論じようと思ふ。

二

今日我國に於て實施されつゝある農村負債整理事業の基本的指導精神に關しては、農村負債整理組合法第一條に「本法は農山漁村に居住する者の經濟更生を圖る爲隣保共助の精神に則り其の者をして負債整理組合を組織せしめ組合の樹立したる負債償還計畫及び經濟更生計畫を履行せしめ以て其の負債の整理を爲さしむることを目的とす」と謳へる如く、我國の農山漁村に古來から存續してゐる美風たる隣保共助の精神を一層活用して、部落毎に負債整理組合を組織せしめ、眞面目に自家の經濟の建て直しを圖らうとする組合員の負債の整理について、指導と援助とを爲さしめ、以てその經濟更生の實を擧げしめやうと企圖するものである。従つて同じ村落に住む人々は、負債を有する者も有せざる者も、また負債の金額の多い者も寡い者も、隣保共助の精神から一致共同して、村の經濟更生のために團結して、負債整理組合を組織し、隣人の負債整理に互に協力することを理想としてゐる。

本法に基いて負債整理を爲さんとする者は負債整理組合に其の希望を申出で、組合の援助を乞ひ組合の指導に従つて誠心誠意負債の償還及び經濟の更生に努めるべきものである。

一、故に負債整理組合が右の申出に接したるときは、早速、債權者に負債整理の申出があつたことを通知すると共に、負債整理を爲さんとする者の經濟更生計畫及び負債償還計畫の樹立に着手する。即ち債務者の資産、負債、家業及び家計の状況を詳細に調査し、更にその地方の事情をもよく參酌して、その農業經營上に改善を加へ、家計の合理化を圖つて、以前よりもより多くの餘剰を生ずるやう工夫しなければならぬ。而して負債償還の資源は、かくして生ずる餘剰收入と家業の經營に必要なない財産を處分して手に入れる代金とを以て充當すべきものであるが、かゝる資源のみを以て負債を償還することゝすれば、五十年、百年といふ長年月を要する計畫となるかも知れない。併し負債整理はその人一代、即ち二十年以内の期間に償還出来るやう計畫されるべきであるから、この爲めには負債條件の緩和が必要となる。

二、されば負債整理組合は、負債整理を爲す組合員と其の債權者との間を斡旋して、双方の互譲協調に依つて、負債償還期限を延期するとか、年賦償還方法に改めるとか、利率を引下げるとか、或は滞納利息や元金をまけて貰ふとかの方法によつて、圓滿に負債條件の緩和を圖り、豫定の二十年以内に負債の償還を完了し得る計畫を樹てることゝなつてゐる。併しこの組合の斡旋に拘らず協定が成らない場合には、組合は市町村負債整理委員會に對して其の協定の斡旋を請求することが出来る。若しこの負債整理委員會の斡旋に依つても協定が成らない場合、また市町村に負債整理委員會の無い場合には、債務者たる組合員又は債權者は金錢債務臨時調停法に依る調停の申立をなすことが出来る。要するに負債條件の緩和は當事者の隣保共助の精神を基調とする互譲協調によつて行はれることを建前とするものであるから、債務者が負債整理組合を作り團結の力を以て債權者に對し借金減免を要求するが如きは、負債整理組合法の趣旨に反するものといふべきである。従つて負債整理の方法が公の秩序又は善良の風俗を害する虞ある場合に於ては、かゝる負債整理は許されないことゝなつてゐる。

三、負債整理組合が負債條件の緩和に就いて斡旋しても、當事者双方の互譲妥協が困難なる場合が多からうと思はれる。そこで組合から負債整理を爲す者に負債整理資金を貸付けて、負債の一部分を現金で償還せしめることゝし、之によつて負債條件緩和の協停を促進しようとする。この資金は大體に於て大藏省預金部より市町村が借入れ、更に之を負債整理組合に融通することゝなつてゐる。併し負債整理をなす組合員が組合から融通を受けた資金を漫然債權者に返済するときは、徒に組合員の負

5) この負債整理組合の法律上の責任には無限責任と保證責任の二種類が認められ、而して此の保證責任の組合に在りては組合財産を以て其の債務を完済し得る場合には組合員は出資金(一口十圓以上五十圓以下)の外に一定の保證金額(出資金の五倍以上)を限定して責任を負担するものとす。

債を組合に肩替せしむることゝなるから、この資金は必ず、債務者の經濟更生の爲に、双方の互讓妥協に依て負債條件の緩和を圖るための頭金として、之を支拂ふことゝなつてゐる。従つて此の資金の貸付は、組合員一人に對して千圓を超ゆることを得ず、また條件緩和前の負債金額の大體三分の一以内の金額たるべきことゝなつてゐる。而してこの市町村の特別融通を圓滑且つ容易ならしむる爲、市町村がこの特別融通を爲したるに因つて損失を受けた場合には、道府縣をして市町村に對し融通總額の十分の三の範圍内に於て損失を補償せしむることゝした。而して政府は道府縣に對し三十萬圓を超えざる限度に於て、道府縣の損失補償金の半額を補給することゝし、更に道府縣の損失補償金中、政府から補給を受けなかつた残額につき市町村をして原則として其の半額を負擔せしむることゝした。

この負債整理組合法施行の當初に際しては、本法が施行される昭和八年八月一日より向ふ三年間、即ち昭和十一年七月三十一日迄に、全國約九千の農山漁村中、その三分の二に當る六千の市町村に平均四組合、合計二萬四千の負債整理組合の設立を認可し、且つ本法施行の日より五年間に總額二億圓以内の特別融通を行ふことによつて、約六億乃至十億の負債を整理しようとするものである。

三

昭和七年七月の農林省調査によれば、全國の農家負債總額は四十七億二千萬圓に達するが、農村負債整理組合法はそのうちの約六億乃至十億の負債を整理しようとするものである。然らばこの負債整理組合法は、その實施以來如何なる成績を示してゐるであらうか。左に全國的なる負債整理事業の概況を示すであらう。

6) この外に從來相當に負債整理事業を行つて來た信用組合に對しても負債整理事業を行ふこととなつた。この事業を内外と見込るとされ、五億圓の特別融通を以て負債整理事業を行ふのであるから、この金額を條件緩和前の負債金額の三割に相當する頭金として利用すれば六億圓、負債金額の二割に相當する頭金として利用すれば十億圓の負債を整理することが出来る。

第一表 全國負債整理組合現況⁸⁾

	昭和十年 三月末現在	昭和十一年 三月末現在	昭和十一年 六月末現在
組合設立市町村數	994	1,430	1,543
組合總數	2,630	3,855	4,238
内訳			
無限責任	1,657	2,630	2,963
保證責任	972	1,223	1,273
信用組合	1	2	2
組合員總數	94,159	132,728	—
要整理組合員數	76,795	109,051	—
要整理負債額	102,678,689	156,697,907	—
負債整理事業資金			
損失補償契約額	18,045,627	30,518,306	33,031,655
同上市町村數	623	984	1,056
配分決定額	10,561,333	22,219,903	24,298,063
同上市町村數	471	850	940
同上組合數	1,220	2,267	2,524
供給決定額	2,121,986	13,053,894	15,444,194
同上市町村數	80	539	646
同上組合數	211	1,438	1,708
市町村負債整理委員數	986	1,517	1,581

失補償契約額は三千三百萬圓であり、特別融通資金供給決定額は一千五百四十四萬圓であるから、この供給決定額は最初の豫定たる特別融通資金總額二億圓に比すれば、僅にその七%七に過ぎない。併しこの特別融通をなし得る期間は尙ほ二ヶ年残つてゐるから、供給額は今後更に増加することであらう。更に昭和十一年三月末現在に於て負債整理組合によつて樹立された負債整理計畫

即ち昭和十一年六月末現在に於て、全國を通じ一千五百四十三町村に合計四千二百三十八の負債整理組合が設立された。最初の目標たる昭和十一年七月末日迄に全國の六千の市町村に合計二萬五千の負債整理組合を設立する豫定よりすれば、僅に豫定數の十七%が實現されてゐるに過ぎない。また昭和十一年六月末日迄に行はれた、負債整理の損

8) 農林省經濟更生部、負債整理組合現況による。

の整理負債總額は一億五千六百七十萬圓であるから、最初の負債整理豫定額たる六億乃至十億圓に較べ、僅にその二十六%乃至十五%に過ぎない。従つて負債整理組合法によつて行はれつゝある負債整理事業は、決して充分に豫期通りの成果を收めつゝあるものと言ふことを得ない。

更に負債整理事業の遂行上、負債條件の緩和を圖ることの極めて重要なことに就いては、既に論述したる處であるが、この負債條件の緩和が全國的に如何なる程度に行はれてゐるかに就き、之を知る資料がないから、茲では農林省經濟更生部の「負債整理組合の事例」によつて、若干の組合に於て行はれてゐる負債條件の緩和を吟味しよう。

この負債條件の緩和に關しては、勸業銀行や農工銀行、その他信用組合等の金融機關から借りてゐる負債と個人から借りてゐる負債とに分けて考察することが便宜である。蓋し勸銀、農銀、其の他信用組合に對する農家負債につき、個人たる高利貸に對する負債と同様に、その負債の棒引や切捨等を行ふときは、此等の金融機關は破産し、爲めに農村金融は杜絶し、都市金融界にも大恐慌を招來し、引いて終に舉國經濟的に破綻する外はないからである。¹⁰⁾ されば農林省も各道府縣に對し、「銀行其の他官廳の監督を受けて金融業務を取扱ふ者に對する負債の整理に付ては其の業務の機構を害する虞ある整理の方法は之を避けしむべし」¹¹⁾との注意を與へ、また信用組合に對する負債の條件緩和に就いても、經濟更生部長の名に於て「信用組合に對する負債の條件の緩和を爲すに當りては個人の負債の整理に急にして信用組合の特殊使命の遂行に支障を來すことな

9) 農林省經濟更生部、負債整理組合の事例(第一輯)昭和十一年四月。

10) 河田嗣郎氏、農家の負債整理(經濟時報、第四卷第四號)七頁。

11) 昭和八年九月一日農林省訓令第三號、第四條第二項。

き様注意し信用組合本來の運営に支障なき範圍に於て關係者をして互讓協調負債整理の目的達成に努めしむること」¹²⁾の必要を高唱してゐる。

茲に若干の負債整理組合に於て行はれてゐる勸銀、農銀、信用組合に對する負債條件の緩和の程度を擧ぐれば左の如くなつてゐる。

第二表 銀行、農工銀行及勸業銀行の條件緩和¹³⁾の負債整理組合の信用組合に對する負債の條件緩和

負債整理組合名	勸銀又は農銀に對する負債の條件緩和	信用組合に對する負債の條件緩和
中津二井負債整理組合 (神奈川)	負債期限の延長、利率の引下……(農銀負債)	利率の引下(八分五厘より七分五厘に)、一部負債の元金切下、一部負債の十ヶ年賦償還負債への變更
津守負債整理組合 (大分)	負債期限の十ヶ年延期 利率引下(八分二厘より七分四厘に……(農銀負債))	負債期限の一ヶ年延期 利率引下(日歩三錢より二錢に)
葛北負債整理組合 (長野)	勸銀より債務を負ふ組合員一名は組合の幹旋によらず自力で負債を整理す	信用組合より債務を負ふ組合員二十三名は組合の幹旋によらず自力で整理す
長丘村負債整理組合 (長野)	長期負債に借替	長期間賦償還に改む、(五ヶ年以上十七ヶ年以下)
西ノ芝更生負債整理組合 (和歌山)	利率低下	利率低下、負債期限の五ヶ年延長

次に個人負債に對しては如何なる條件緩和が行はれてゐるかと云ふに、それは左表の如くなつ

即ち勸銀、農銀に對する負債の條件緩和は、主として利率の引下と負債償還期限の延長とによつて行はれ、信用組合に對する負債の條件緩和は、利率の引下、負債期限の延長、短期負債の年賦償還負債への變更等によつて行はれ、已むを得ない場合に限り、一部負債の元金切下が行はれてゐる。

12) 農務局、農務時報、第六十八號(昭和九年五月)一五頁。
13) 農林省經濟更生部、負債整理組合の事例(第一輯)昭和十一年四月による。

てゐる。

14) 理組合の個人負債に對する負債條件の緩和

負債整理組合名	元金の切下	延滞利子切捨	利率低下	負債期限延長其他
中津二井負債整理組合 (神奈川)	二一八件の負債につき元金五九、四四九圓の二割五分(即ち一四、八七四圓)を切下ぐ	四九件の負債につき延滞利子五、四二七圓の九割一分(即ち四、九三七圓)の切捨	緩和後の平均利率は六分六厘	
津守負債整理組合 (大分)	三八九件の負債につき負債總額八五、一六〇圓の八分七厘(即ち七、三八七圓)を切下ぐ		平均一割一分の利率を七分五厘に低下	最長十五年まで負債期間を延長
東浦負債整理組合 (長崎)	二五九件の負債につき元金三八、九〇〇圓の二割三分(即ち、九、〇八五圓)を切下ぐ	四六件の負債につき延滞利子の五割乃至十割切捨額計三、三四八圓	二件の負債につき利率引下	六一件の負債につき三年乃至十年延長
布良負債整理組合 (千葉)	元金及び延滞利息合計一九二、〇〇〇圓の一割九分(即ち三八、〇〇〇圓)を切下ぐ		従來の八分乃至一割八分の利率を平均六分に引下	五年乃至二十年延長
沖負債整理組合 (青森)	元金の切下なし	大分緩和す	幾分低下	負債の大部分を十ヶ年の年賦償還負債に改む
葛北負債整理組合 (長野)	個人負債は平均五割三分切下(頼母子講の負債は平均七割四分切下)			
長丘村負債整理組合 (長野)	(頼母子講を整理解消す)	利子の加算によつて金額のみ返却す		

14) 農林省、前掲書による。本書の負債は凡て個人負債である。頼母子講の負債を整理せる組合にありては、それを特記した。

第三表 負債整理

鈴麥天矢負債整理組合 (福岡)	一五〇件の負債金額二〇、二七〇圓の二割三分(即四、六七〇圓)を切下、元金に付ては五%から七%位緩和す	延滞利子は殆ど全免	一割二分の利率を七分以下に低下す	一時償還負債を二年賦償還に改む
上伊臺、下伊臺負債整理組合 (愛媛)	一、二三四件の負債元金一九〇、〇〇〇圓の二割一分(即二、三八八圓)を切下、外に頼母子講を解體整理す	二九一件の負債につき利息減免、この金額四、六一圓	一〇〇件の負債につき八分乃至一割一分の利率を五分乃至八分に低下	一〇一件の負債につき二年乃至十五年延長
西ノ芝更生負債整理組合 (和歌山)	六件の負債につき一割二分乃至二割五分切下	一九件の負債につき二割八分乃至一〇割切捨	利率低下(一分三厘乃至三分)	一年乃至三年延長又は三ヶ年乃至五ヶ年賦償還に改む
波廊負債整理組合 (宮崎)	元金一七、二〇二圓の四割一分(即ち七、一四四圓)切下	延滞利息三、二六五圓の金額切捨	幾分利率引下	金額を一時に支拂ふ
北曾河内負債整理組合 (三重)	元金の減額三割五分			償還期限延長

茲に掲げた十二の負債整理組合に於ては、元金の切下を爲さないものは二組合に過ぎず、爾餘の十組合は何れも若干の元金切下を行つてゐる。その中に於ても一割乃至三割の元金切下をなすものが最も多く、七組合に上る。また中には四・五割の元金切下をなす代りに、残額負債については全額一時拂となす組合もある。延滞利子に就いては若干の切捨を爲す組合が多く、殆んど全額に近い切捨をなす組合も二・三ある。また多くの組合は利率に就いても若干の引下をなし、負債の償還期限は之を延長するか、若くば年賦償還方法に改めてゐるのが普通である。要するに農

林省の調査によれば、負債整理組合に於ける個人債權に對する條件緩和は、元金の二割内外の切下、延滞利子の大部分の切捨、利率の低下、負債期限の延長又は年賦償還負債への變更等の方法によるものが多い。併し之は比較的少數の優良なる負債整理組合の事例であるが、全國一般の多數の負債整理組合に於ても、かくの如く條件緩和が圓滑に行はれてゐるか否かは疑はしい。

四

以上によりて負債整理組合法による負債整理事業が充分豫期の成果を收めてゐないことが明であるが、然らば此の事業の不振は如何なる理由によるものであらうか。今こゝに之が主なる理由を左に列擧するであらう。

一、先づ第一にこの負債整理事業に於ては、隣保共助の精神を基調とし、農山漁村の根本的建直しをして行く爲に、個々の農家の負債を整理するものである。だから村人は凡て利己心を捨てて、農村の更生するやうに皆々協力して負債整理組合に加入し、互に責任の一端を負ふやうにすることが要求されてゐる。然るに債權者たる高利貸のうちには、町村の有力者たるものも含まれてゐるが、彼等は必ずしも隣保共助の精神から喜んで組合に加入しない。寧ろ利己的な動機から組合の設立を喜ばない傾向があるから、これによつて組合の設立が鈍らせられることとなる。

二、負債整理組合を設立しても、負債條件の緩和は、やはり隣保共助の精神に訴ふるもので、

高々、債務者はその經濟の樹て直しに必要な程度の條件緩和で満足すべきものであり、債權者は債務者の經濟更生が結局自己の利益となることを考へ、互讓妥協によつて條件の緩和を圖るべきものとされてゐる次第であるが、個人債權に關しても、かゝる當事者の互讓妥協のみによつて、必ずしも條件の緩和が圓滑に實現されない虞がある。

三、今日の農家にありては其の年々の家計收支に赤字を示すものも少くはない。農林省の「農家經濟調査」¹⁵⁾によるも、昭和七年度の調査農家二八二戸のうち其の三割五分に當る九八戸が赤字を示して居り、昭和八年度に於ては調査農家二八四戸のうち其の二割七分に當る七七戸が赤字を示してゐる。されば負債整理組合を作り、ある程度の特別融通資金を借りうけて負債整理をなすにしても、結局組合員の經濟更生計畫の樹立によつて捻出する餘剰収入と不用の家財を處分して取得する臨時収入とを以て充當する外はない。然るに年々の家計收支上にさへ赤字を示す農家にとりては、負債償還のために要する餘剰収入を捻出することは極めて困難である。従つて一般農家は、景氣が更によりくなり、米價も繭價も上昇し且つ之が安定して、家計の餘剰が生ずる時まで、負債整理組合の設立を延期しようとする傾向がある。また市町村自體に於ても負債整理組合に供給した特別融通資金に對しては一定の損失補償をなす責任があるから、景氣が相當よくなり、樹立された經濟更生計畫と負債償還計畫にとよつて、負債整理の見込が確實となる迄、性急に組合を設立しようとするしない。これが組合設立の豫期通りに進展しない理由の一つである。

15) 農林省經濟更生部、農家經濟調査(昭和七年度及び八年度)による。

四、負債整理組合を作つても、之が成功する爲めには、各組合員の經濟更生計畫と負債整理計畫とを綿密に樹立し、之を着々實行せしめなければならぬ。この爲めには各組合員の農業經營は言ふに及ばず、家計に就いても一々指導し、之が合理化を圖つて行かなければならぬ。従つて之が指導の任に當る獻身的な中心人物が必要となる。成功しつゝある負債整理組合を見るに、そこには必ず適當なる指導者乃至特志家のあることが、農林省の「負債整理組合の事例」によつて示されてゐる。然るに總ての農村に於て必ずしも斯かる適任者を見出し得るとは限らないから、この場合には組合の設立を鈍らすこととなる。

五、その他、技術的な問題として負債整理組合の設立手續や特別融通資金の交付手續が煩瑣で、且つ時日を多く要することも、負債整理事業の普及を阻害する一因であると言はれてゐる。

五

農村負債整理組合法が豫期通りの成果を收め得ない主なる原因が以上の如きものであるとするならば、之に對し如何なる方策を講ずべきであらうか。茲ではその中の主要なる方策について論ずるであらう。

一、先づ第一に農村負債整理事業を促進するためには、今日の高利貸にして村の有力者にたいする高利負債を整理して、之を低利のものに借換せしめ、以て負債整理組合の設立並に其の事業

の進捗を容易ならしめることが必要である。現在の農家負債総額は約四十五億圓と推定されてゐるが、^(註)之を負債の金利別に見ると、七分未満は僅に九%八で、一割未満が三三%二、一割二分未満が二八%六、一割五分未満が二二%二、一割五分以上が六%二となつてゐる。されば一割二分以上の高利債だけを整理するとしても、尙ほ十三億圓の負債を整理せなければならぬ。然かも地主から自作農、自作兼小作農、小作農に移るに従つて、近代金融機關たる銀行や信用組合を利用する率が少なく、頼母子講や個人金貸業者に依頼する程度が愈々高くなり、¹⁶⁾又その負債利率も高率となるから、先づ負債整理事業は此等の勞作農民のため、その高利負債を整理することより始むべきである。然るに我國の如き小農經營に於ては、その經營の収益利廻りは極めて低く、自己勞働賃銀を零として計算しても尙ほ約七分に當るに過ぎない有様であるから、¹⁷⁾その經營の餘剰收入を以て負債を償還する限り、その負債利率はそれに相應する低利でなければならぬ。従つて高利債を低利に借換へ、農業經營の餘剰收入を以て漸次償還し得るやう工夫することが負債整理の第一の要諦である。

されば政府としても農村負債整理事業を積極的に促進せんとするならば、(1)今日の負債整理組合に對する特別融通資金の限度二億圓を更に増額し、高利負債の條件緩和を適當に行ひたる上、之が低利借換に要する資金の大部分を供給する必要がある。(2)更に負債整理組合自體の自力によつて高利負債の借換に要する低利資金を蒐集せしめる手段を講ずることが必要である。今日の負

(註一) 最近の農林省の調査によれば、昭和十年八月現在の中小農山漁家(大地主及び不在地主の分を除く)の負債総額は四十億九千百餘萬圓にして、年利一割以上の高利負債額は十五億圓となつてゐる。

16) 拙著、農村産業組合の研究、三七六頁。

17) 馬場鉄一氏、不動産金融(金融研究會)一一頁。

而して此の委員會は出来る限り債権者と債務者との協調により、負債の整理（利子引下、適度なる元金の引捨、負債期限の延長等）により、債務者が眞面目に働いて漸次に負債を完済し得るやう圖るもので、同時に債務者が負債償還に對する責任心を高め、また債権者は債務者に對し寛容なる態度をとり得るやう、兩者を教育することに努力してゐる。¹⁹⁾ かゝる債権者と債務者との協調が最も望ましいが、併しかゝる理想は必ずしも容易に實現し得るものとは限らないから、負債整理委員會に多少の権限を與へることも必要となる。例へば一九三四年七月三日のカナダの農家負債整理法によれば、各區裁判所管轄内に破産管理者 (Official Receiver) が任命され、且つ負債再審委員會 (Board of Review) が設置される。實際には破産するには至つてゐないが、完済することを得ない過度負債を被る農民は、破産管理官に對し自己の負債及び資産状態を正直に告白して、その援助を求めることが出来る。この援助によつて、農民は負債元金の引下、或は支拂期限の延長等よりなる負債整理案を作成する。管理官は此の整理案を債権者に交付する。而して債権者が之に同意したるときは、この負債整理計畫は成立し、區裁判所に於て登記され、それは拘束力を持つこととなる。然るに債権者がこの整理案に同意せざるときは、この事件は更に負債再審委員會に廻送される。この委員會に於ては管轄區裁判所の判事が委員長となり、管轄區内の債権者並に債務者中より各々一名づゝの委員が任命される。この委員會は送附された負債整理案につき、抵當負債たるかと否とを問はず、凡ての負債につき新に整理計畫を樹立するもので、この委員會で決定されたる計畫

19) ことが出来る計畫である。
H. C. M. Case, op. cit., p. 291. 併しアメリカに於ても斯く理想通りに行はれてゐるか否かは疑はしい。

に對しては、債權者も債務者も異議を申立て得ないこととなつてゐる。²⁰⁾

我國の農家負債整理事業に於ては、負債整理組合及び負債整理委員會の協定に對し直に強制力を與ふることは、多少の危険を伴ふとも考へられるから、此等の機關は何處までも當事者の隣保共助の精神に訴へて協調を圖り、この斡旋により協調の出來ない事件に限り、カナダの如く各區裁判所管轄毎に設立さるべき負債調停委員會に於て、迅速に處理するやう圖るべきであらう。²¹⁾

第二に斯くの如くにして負債條件の緩和を圖るとしても、如何なる標準に基いて之を決定するかの基準の無い場合には、迅速なる處置は採れないであらう。けれども一概に負債條件の緩和と云つても、銀行や信用組合に對する負債と個人的なる高利貸に對する負債とは、一律なる取扱が出來ないから、この負債條件緩和の基準を法律で規定するにしても餘程の熟慮を要する。斯かる農家負債の條件緩和に關し、凡ての負債に對し一律的なる法律規定を設けたるものは、ルーマニアの農業負債肩替法である。

即ち一九三二年四月十六日のルーマニア農業負債肩替法が之である。同法は十ヘクタール以下の農地所有農家とそれ以上の面積の農地所有農家とに分つて、別々に規定してゐる。即ち(1)十ヘクタール又はそれ以下の農地を所有する農家の負債は五割切捨て本法發布の日より三十ヶ年以内に償還すべき年利四分の負債に肩替らしめる。(2)十ヘクタール以上の農地を所有する農家の負債は、少くともその負債額の六割が農地の購入、有生又は無生の經營手段の購入及び増加、農業用建物、植付、土地改良、灌溉、防水、最小限度の生活確保等のために起されたる場合には、次の標準に従つて之を切捨てる。即ちイ)一九二七年又はそれ以前に起されたる負債に對しては五割(元金、利子、年賦金とも)、一九二八年に起されたる負債に對しては四割、一九二九年の負債に對しては三割、一九三〇年の負債に對しては二割、一九三一年の負債に對しては一割切捨てる。而して切捨てられた残りの負債

20) International Institute of Agriculture, The World Agricultural Situation in 1933-34. p. 150. このカナダの農家負債整理法は An Act to facilitate Compromises and Arrangements between Farmers and their Creditors なる名稱を持つてゐる。この法律に就ては Prefix to Statutes, 1934 (Canada) 參照。茲に擧げたる點は主として同法第六條、第七條及び第十二條による。

21) この調停委員會は判事、各府縣の負債整理主任官、その他民間の委員を以て組

は二年間に完済すべきものとする。(3)中及び大所有農地の負債整理の他の方法は裁判上の整理である。この場合には負債額をその六割迄低下し、之を三十年以内の年賦償還とす。年賦償却金の最高限は債務者の農場純収入の五割を越ゆるを得ないこととなつてゐる。²¹⁾

その後、國民農民黨内閣に代つた自由黨内閣は、一九三四年四月新農家負債整理法を制定して、凡ての農業負債は何等の手續を要せず、五割の切捨てをなし、三十四回の半年賦で償還すべき年利三分の負債に肩替はらしめることとした。²²⁾

かくルーマニアの農家負債整理法に於ては、債権者の如何を問はず、農家負債の五割を切捨てたのであるが、その結果は豫期の成績を挙げ得ず、反つて農業金融、ひいて一般金融界に非常な混亂を惹起せしめることとなつた。²⁴⁾ されば負債條件の緩和と云ふも、斯かる極端なる負債の切捨を規定することは、大なる社會的弊害と經濟界の混亂とを惹起することとなるから、かゝる極端なる負債の一律的切捨を規定すべきものではない。

農家の負債整理上その負債の條件緩和に關し、利子の引下、債権額の切下、非解約年賦償還負債への變更等を規定せるものに、獨逸國の一九三三年六月一日の農業負債整理法²⁵⁾と一九三五年三月十三日の小作人負債整理命令²⁶⁾がある。茲には兩者の負債條件緩和に關する主なる規定のみを擧げる。

即ち前者の農業負債整理法によれば、自己資金を以て負債を償還し得ない農業、林業又は園藝の經營者は、區裁判所に負債整理の開始を申請し、認可の決定あるときは、その指定する負債整理所に於て整理を行ふ。このため全國に互に設置せられたる負債整理所に於て農家の負債を肩代りして、利子の引下、債権額の切下、非解約年賦償還負債への變更等の方法によつて農家の負債を全般的に整理するものである。この負債整理の方法には自助的負債整理と強制調停による整理との二種がある。而して此の

續すべきである。

- 22) A. Wynn, Die Umschuldung der rumänischen Landwirtschaft (Berichte über Landwirtschaft, Bd. XVIII, Heft 1/2, 1933) S. 153 ff.
23) International Institute of Agriculture, The World Agricultural Situation in 1933-34, p. 412.
24) A. Wynn, a. a. O. S. 154. 155.

負債整理手續は、農場收益價值の三分の二と決定されてゐる農場擔保價值の限度 (Mündelsicherheitsgrenze) にまで農場負債を漸次低下せしめる前提を作成するにあるとされてゐる(第一條)。従つて此の負債整理の條件緩和に關しては、(1)農場擔保價值の限度内に於ける非解約抵當保證年賦償還債權に對しては、その利率が四分を超過るときは、之を四分に引下ぐることを得る(第八十三條)。(2)農場擔保價值の限度内に於ける解約付抵當保證年賦償還債權は之を非解約抵當保證年賦償還債權に変更する。その利率は年四分とす、但し協定利率を超過るを得ない。年賦償還率は債務者の同意を得るに非ざれば五厘を超過ることを得ない(第八十四條)。(3)農場擔保價值の限度内に於ける抵當によつて保全されざる債權に對しては、その利率を四分五厘(事務費の負擔を含む)と定む。但し協定利率を超過ることを得ない。解約付年賦償還債權は之を非解約年賦償還債權に変更する。この年賦償還率の高さに關しては五厘乃至五分の範囲内で、負債整理所と農業經營者との協調によつて定める。此の點に關し兩者間に協定が成立しない場合には、負債整理所の申請に基いて、區裁判所は之が最終的決定をなす。但しこの場合、年賦償還率は二分を超過ることを得ない(第十四條)。(4)元金の切捨に關しては、擔保價值の限度内に於ける抵當保證債權に對しては、強制調停手續によるも、その負債額を切捨てることを得ない。其の他の債權に對しては、強制調停手續によつて、最高五割まで、債權者の同意を要せず、債權額を切捨てることを得る(第二十九條)。

更に一九三五年の小作人負債整理命令²⁵⁾では、申請を受理した負債整理所は、個々の小作農につき負債整理計畫を樹て、負債利率の引下、非解約年賦償還債權への變更等の方法により整理を行ふ。整理所は小作人の農場財産を評價し、この評價額の六割を農場財産擔保價值の限度とす。(1)小作人信用法に據る農場財産抵當保證債權が農場財産價值の三割を超えざる場合には之を非解約年賦償還債權に変更する(第十五條)三割を超過する場合には、超過額は現金を以て辨済すべきものとする(第十八條)。(2)非解約償還債權には事務費を含め年四分五厘の利率を附す。年賦償還率は五厘乃至五分とす(第十六條)。(3)負債整理所以外の金融機關が小作人に對し第一順位の債權を有する場合には、負債整理所が自己の資金を以て之を引受ける(第十五條)。小作人に對する第一順位の債權にあらざる債權は現金を以て辨済するか、又は年賦償還方法を以て辨済すべきものとす、この年賦償還は之を非解約となす(第十七條)。(4)強制調停手續に於ては小作人信用法に依り農場財産抵當權又は貸貸人抵當權を以て保全せられたる債權は債權者の同意を得たる場合に限り、農場財産價值の三割迄に切下ぐることを得る(第二十一條)^(註二)。

斯くの如く獨逸の農業負債整理法は負債條件の緩和に關し、利率の引下、負債額の切下、非解

25) Gesetz zur Regelung der landwirtschaftlichen Schuldverhältnisse vom 1. Juni 1933. この法律に關しては Harmening-Pätzold, Die landwirtschaftliche Schuldenregelung, 2 Aufl. 1936. 參照。

26) Pächterentschuldungsverordnung vom 12. März 1935. この命令の全譯が農林省農務局、農務時報(第九十五號、昭和十一年八月)に掲げられてゐる。原文については Harmening-Pätzold, a. a. O. S. 1164 ff. 參照。

約年賦償還負債への變更、年賦償還率の制限等を法律に規定してゐるが、斯かる規定のうち、我國の農村負債整理事業に移し得るものありとするならば、それは(1)ある程度までの利率低下、(2)非解約年賦償還負債への變更、(3)年賦償還率の最高限度の確定の三つであらう。負債元本の切捨は(1)個人的高利負債と特殊銀行及び信用組合に對する負債との間に於て、(2)また各種負債の起債當時に於ける物價水準の如何により、(3)負債整理を必要とする農家の負擔する負債額とその農家の収入との割合の如何によつて、負債の切捨額を變化せしめなければならぬから、負債元金の切捨を法律により一律に規定することは危険である。従つて負債の切捨に關しては、以上の三點を顧慮して、負債整理組合、負債整理委員會、負債調停委員會等に於て適當に協定せしむべきものであらう。

三、我國の農家負債整理の目標は、過度負債を整理すると同時に、經濟更生計畫の樹立によつて經營と家計の合理化とを圖り、之によつて捻出する餘剰収入によつて漸次にその負債を完済せしめるにある。即ち負債整理をなす農家は必ず、「經濟更生計畫と負債償還計畫とを樹立し、更生の熱意あり見込ある者で、而も是等の計畫を誠實に履行する者に付てのみ負債の整理を許すのが趣旨である。」³⁰⁾また獨逸の農業負債整理法によるも「經營者の人格及び經營方法が手續(負債整理の)の實行に對し効果を期待し得ざるとき」³¹⁾は負債整理手續は之を開始せざることゝなつてゐる。されば負債整理事業は更生の熱意と見込のある者に對して行はるべきであつて、此の事業により

- 27) 如何なる機關が負債整理所となり得るか、一九三三年六月十五日の農業負債整理法第一施行令第一條に規定されてゐる。即ち農村産業組合中央金庫、地主金融組合、農業銀行、國立銀行その他が整理所たり得る。
- 28) この場合の負債整理所は、一九二四年の設立にかゝる獨逸小作銀行及びその他二三類似の庶民金融機關である。
- 29) かゝる委員會の必要なることに就いては既に論じた。

徒に國民の依頼心を醸成し、また義務怠慢の傾向を生ぜしめてはならない。また同時に此の事業は單なる債權者救済の弊に墮してはならない。従つて負債整理事業に於ては、過度負債を擔ふが、更生の意氣と見込のある有能なる農民の負債を整理するにあるから、國家も之に對し適當なる援助を與ふべく、また勸業銀行や農工銀行の如き特殊銀行も、また信用組合も出来るだけ金利を引下げて、負債整理事業の促進を助け、また特殊銀行は債權の強制執行に關しては適度なる緩和をなすべきであらう。³⁰⁾

斯くの如くにて農村の過度負債を整理すると共に、將來に於て再び斯かる過度負債を惹起せしめないためには、一方國家は適切なる經濟政策竝に社會政策的施設によつて、農業生産の増進、農産物の價格統制、國民所得の公正なる分配、農村金融機關の整備等を行ふて、農家所得の増加を圖ると共に、他方農家自體も其の經營と家計との合理化により、一家經濟の收支均衡を圖るやう努力すべきであらう。

30) 農村金融研究會、農村負債整理組合法解説、三頁。

31) 同法第三條の第四項、この第三條は小作人負債整理命令にも適用される。

32) 獨逸に於ては負債整理をなしたる農家に對し、その將來の過度負債を防止するため、世襲農場法を施行し農場を賣却したり、抵當に入れることを禁止してゐる。この負債防止策につきては茲では論じない。

註二) 此等の條文は何れも省譯である。